

消防予第 95 号
消防災第 111 号
消防震第 49 号
消防情第 14 号
消防救第 63 号
消防第 80 号
平成14年4月26日

各都道府県消防防災主管部長 } 殿
各指定都市消防長 }

消防庁消防課長

消防庁予防課長

消防庁防災課長

消防庁震災対策室長

消防庁防災情報室長

消防庁救急救助課長

防災基盤整備事業取扱要領の策定について（通知）

地域における防災機能を向上させ、もって災害発生時における被害の軽減及び住民の安全確保を図ることを目的として実施する防災基盤整備事業については、「防災対策事業について」（平成14年4月26日付け総財地第138号、消防消第92号、消防予第107号、消防災第44号、消防震第12号、消防情第61号、消防救第79号）により防災基盤整備事業要綱を通知したところですが、同事業の取扱要領を別添のとおり策定しましたので通知します。

各地方公共団体におかれては、本事業の趣旨及び内容を踏まえ、「災害に強い安全なまちづくり」を目指して計画的かつ重点的な事業の推進に努められますようお願いいたします。

なお、各都道府県におかれては、貴管内市町村等に対してこの旨周知いただきますようお願いいたします。

防災基盤整備事業取扱要領

第1 総括的事項

- 1 本事業は、地域における「災害に強い安全なまちづくり」を目指し、住民の安全の確保と被害の軽減を図るため、地方公共団体が計画的に実施する防災基盤整備事業を支援することを目的としていることから、積極的に事業の推進を図られたい。
- 2 本事業に係る計画の策定に当たっては、地域防災計画、市町村消防計画と整合性を図るとともに、それぞれの地域における都市構造、気候、地理的要件を十分に把握・分析するなどし、高い効果が得られるよう、地域特性を考慮するものとする。
- 3 本事業により取得・設置等された施設等については、取得・設置等した後において行政財産として適正に管理していくこと。

第2 対象事業

本事業の対象として、防災基盤整備事業要綱（平成14年4月26日付け）で例示したものを具体的に示すと次のとおりである。

1 防災施設整備事業

(1) 防災拠点施設

災害時に、自主防災活動や救援物資搬送の拠点となり、かつ防災資機材器具庫や物資、食糧の備蓄倉庫としての機能を併せ持ち、平時には自主防災組織や災害ボランティアなど、地域住民で構成される組織が防災訓練・防災研修等を実施できる施設。

(2) 防災資機材等備蓄施設

(3) 専用ヘリポート・臨時ヘリポート

(4) 非常用電源

(5) 消防水利施設

防災井戸

耐震性貯水槽

防火水槽

(6) 初期消火資機材

小型動力ポンプ

小型動力ポンプ付積載車

小型動力ポンプ積載車

(7) 拠点避難地

(8) 避難路

(9) 避難所における防災機能の強化

避難収容室や備蓄倉庫の改造・改築

トイレ、シャワー、キッチン、自家発電装置等の設置

プールや井戸などへの浄水機の設置

グラウンド等への夜間照明の設置

2 防災システムのIT化事業

(1) 防災情報通信施設・設備整備

都道府県防災行政無線

市町村防災行政無線

消防・救急無線

防災情報システム

震度計・自動震度警報装置 等

(2) 災害弱者緊急通報システム

3 消防広域化対策事業

(1) 消防広域化基本計画策定指針（平成6年9月20日付け消防消第135号各都道府県知事あて消防庁長官通知）に基づく消防広域化実施計画を策定して消防の広域再編を行う市町村又は広域化重点支援消防に関する要綱（平成13年12月11日付け消防消第212号各都道府県知事あて消防庁次長通知）に基づく消防広域化実施計画を策定して、消防の広域再編を行う市町村（以下「広域化重点支援消防」という。）が広域再編に伴い新・改築する消防庁舎と一体的に整備する自主防災組織等のための訓練・研修施設等。

(2) 広域化重点支援消防が広域再編に伴い行う庁舎の新・改築事業。

第3 財政措置

第2の3の(2)に掲げる事業については、一般単独事業債・一般事業を充当し、その充当率はおおむね90%とする。

その他の事業については、防災基盤整備事業要綱の第4のとおりとする。

第4 その他

次に掲げる事業は、防災基盤整備事業の対象外とする。（他の機能を有する施設との複合施設の場合は、面積等であん分する。）

- 1 庁舎（第2の3の(2)の場合は除く。）等の公用施設の整備事業
- 2 収益性がある施設の整備事業
- 3 特定受益者のために整備されると認められる施設の整備事業
- 4 用地のみの取得事業（取得する用地の面積が対象施設に直接必要となる用地の面積に対し一定水準を超える場合、その超える部分についても、原則として対象外とする。）
- 5 法令上、国庫負担で実施することとされている事業
- 6 国庫補助負担事業の地方負担分及び継ぎ足し単独事業
- 7 建設単価の高い施設や大規模施設等の整備事業で一定水準を超える部分